# ○須高行政事務組合職員の特殊勤務手当支給規則

（昭和40年12月25日規則第３号）

**改正**　昭和44年３月31日　規則第１号
昭和45年10月23日　規則第３号
昭和46年３月31日　規則第１号
昭和48年４月１日　規則第１号
昭和49年４月１日　規則第１号
昭和50年４月18日　規則第１号
昭和52年４月５日　規則第１号
昭和52年６月15日　規則第２号
昭和55年３月28日　規則第１号
昭和59年３月19日　規則第１号
昭和61年３月31日　規則第２号
平成29年３月29日　規則第１号

（趣旨）

**第１条**　この規則は、須高行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年条例第５号）に規定する特殊勤務手当の支給に関し必要な事項について定めるものとする。

（支給等）

**第２条**　特殊勤務手当の支給に関し必要な事項については、須坂市職員の特殊勤務手当支給規則の例による。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年10月１日から適用する。

**附　則**（昭和44年３月31日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年４月１日から適用する。

**附　則**（昭和45年10月23日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年９月１日から適用する。

**附　則**（昭和46年３月31日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年４月１日から適用する。

**附　則**（昭和48年４月１日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年４月１日から適用する。

**附　則**（昭和49年４月１日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年４月１日から適用する。

**附　則**（昭和50年４月18日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年４月１日から適用する。

**附　則**（昭和52年４月５日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年４月１日から適用する。

**附　則**（昭和52年６月15日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附　則**（昭和55年３月28日規則第１号）

この規則は、昭和55年４月１日から施行する。

**附　則**（昭和59年３月19日規則第１号）

この規則は、昭和59年４月１日から施行する。

**附　則**（昭和61年３月31日規則第２号）

この規則は、昭和61年４月１日から施行する。

**附　則**（平成29年３月29日規則第１号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。